

兵庫県市長会会則

昭和30年5月18日制定
昭和32年5月10日改正
昭和37年5月1日改正
昭和39年6月6日改正
平成2年6月26日改正
平成3年1月8日改正
平成13年10月5日改正
平成17年4月26日改正
平成18年10月18日改正
平成19年5月9日改正
平成26年4月25日改正
令和7年10月28日改正

(名称)

第1条 本会は、兵庫県市長会という。

(組織)

第2条 本会は、兵庫県下各市の市長で組織する。

(事務局)

第3条 本会の事務局は、神戸市内に置く。

(目的)

第4条 本会は、兵庫県下各市間の連絡協調を図り、市政に関する諸般の事項を調査研究して、その向上と発展に資することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事項を行う。

- 1 県内各市間の連絡協調
- 2 市政に関する関係機関との連絡調整
- 3 都市行財政に関する調査研究
- 4 研究会、講習会等の開催
- 5 都市共通の行政事務で本会で処理するを適當とする事務の処理
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要なこと

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長 1名

副会長 3名

理事 若干名

監事 2名

- 2 会長は、会務を総理し、本会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、これを代理する。この場合において副会長の代理順序は、年齢の順とする。
- 4 理事は会務の処理にあたる。
- 5 監事は、会計の監査にあたる。

(選任方法及び任期)

第7条 役員は、会員の互選により定める。

- 2 役員の任期は、会長は2年、他の役員は1年とする。
- 3 補欠のため選任せられた者の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 役員は、任期満了後であっても、後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第9条 総会は、定例会及び臨時会とし、会長がこれを招集する。

- 2 定例会は、毎年2回開催する。
- 3 定例会は、第1回は会長が、第2回は開催地の市長がその議長となる。
- 4 臨時会は、会長がその議長となる。

(理事会)

第10条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会は、会長がこれを招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、総会に付議する議案及び総会において委任又は諮問された事項並びに緊急案件その他会長が必要と認めた事項を審議する。

(補助機関等)

第11条 本会に、会務の運営を補佐するため副市長会を置く。

- 2 副市長会の運営等については、別に定める。
- 3 本会には必要あるときは事務主管者会を置くことができる。
- 4 事務主管者会の運営等については、別に定める。

(協議事項の送付)

第12条 総会に付する事項は、総会開催の20日前までに、各市から理由を付して会長に送付するものとする。

(議決)

第13条 会議の議事は、会員の半数以上が出席して、その過半数で決し、可否同数なるときは、議長の決するところとする。

2 前項に定めるもののほか、会議の順序及び方法は、議長の定めるところによる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(費用)

第15条 本会に要する費用は、各加盟市の負担金及び県補助金とする。

2 負担金の金額及び分担方法は、総会で定める。

(改正)

第16条 この会則に改正の必要があるときは、総会に諮り出席者の過半数の賛成があつたとき改正される。

第17条 この会則に定めるものを除くほか、必要な事項は総会で定め、緊急なるものは会長に一任して、事後に総会の承認を得ることとする。

附 則

この会則は、議決の日から施行する。

附 則

この会則は、昭和32年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、昭和37年5月1日から施行する。

附 則

この会則は、昭和39年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年6月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成3年1月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成13年10月5日から施行する。

附 則

この会則は、平成17年4月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年10月18日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和7年10月28日から施行する。